

生活困窮者支援団体への物資提供について

長引く物価高騰などの影響を受ける生活困窮者を支援するため、県内各地で生活困窮者に対する支援活動を行う団体の皆さまへ物資の提供を行います。

支援活動団体の皆さまの活動を応援することにより、団体の皆さまと連携した支援に取り組めます。



支援対象団体

- 県と連携して支援を行う「**生活困窮者支援団体**」であること
- 「**徳島県生活支援ネットワーク**」ポータルサイトへ登録していること
- 政治活動、宗教活動、営利活動を主たる目的とする団体でない
- 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと



[県ホームページはこちらから]

対象となる支援活動

- 生活困窮者を対象とした支援活動**であること
- 一部の特定の者への限定的な活動ではなく、不特定多数の者を対象とした活動であること
- 政治活動、宗教活動、営利活動など、一般の誤解を招き、信用を損ねることにつながる活動でないこと
- 明らかに、別の目的や意図を持つと考えられるなど、当事業の趣旨に沿わない活動でないこと
- 支援活動時に「転売等の禁止」を周知・徹底すること
- 「名前・住所等の記載」または「転売等しないことの署名」のいずれかを求めること

県から提供する物資

- 生活困窮者を支援するために必要な物資を提供します。
※提供可能な物資の詳細については、別紙「提供食品一覧」をご覧ください。

支援可能期間

- 令和6年5月31日（金）まで** ※応募状況が予算額に達した場合は、その時点で終了します。
- 「支援申込書」を記載していただき、「**メール**」で申し込みをお願いします。

問い合わせ
申し込み先

徳島県 保健福祉部 地域共生推進課（地域共生担当）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁・2階）

電話 088-621-2938 ファクシミリ 088-621-2913 メール chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp